業務委託契約書（動画制作）

株式会社●●（以下「甲」という。）及び株式会社●●（以下「乙」という。）は、次のとおり業務委託契約書（以下「本契約」という。）を締結した。

1　甲は、乙に対し、以下の業務 (以下「本件業務」という。)を委託し、乙はこれを受託する。

1. 動画の企画立案および構成案（絵コンテ、シナリオ等）の作成
2. 撮影の実施および撮影素材の収集
3. 映像の編集作業（カット編集、テロップ挿入、BGM・効果音の挿入等）
4. ナレーションの収録および挿入（必要に応じて）
5. サムネイル等、関連ビジュアル素材の作成（必要に応じて）
6. 試写データの提出および修正対応（○回まで）
7. 完成動画データの納品（MP4形式、フルHD 等、仕様書に定める形式）
8. 上記に付随する一切の業務

**※業務範囲は自由に書き換えてください。**

2　乙は、本件業務の実施に際し、甲に必要な協力を要請できるものとし、甲は乙から協力を要請された場合には、適宜これに応ずるものとする。

本件業務の契約期間は、令和〇年○月〇日から令和〇年○月〇日までとする。ただし、自然災害発生などやむを得ない事情があると認められるときは、甲乙協議のうえで当該期間を延長することができるものとする。

1　乙は、令和〇年〇月〇日までに、本件業務の成果物(以下「成果物」という。)を、別紙1記載の方法で甲に提出する。

2　甲は、前項の提出を受けたときは、直ちに成果物の検収を行い、必要であれば、提出を受けてから〇日以内に乙に連絡して変更または修正(以下「変更等」という。)を、乙の費用負担においてさせることができる。ただし、別紙1に記載のない内容への変更や、甲の事情の変化など、当該変更等の事由が甲に起因する場合は、乙はこれを拒否するか、もしくは委託料の増額を条件として受託することができる。

3　本件業務は、甲が乙に対し、成果物検収の完了を通知するか、もしくは前期期間内に甲から乙に変更等の通知がなかった時に完了となる。

1　甲は、乙に対し、本件業務の委託料として金〇円を支払う。

2　前項の支払いは、以下のとおり行う。

⑴ 本契約締結時　金〇円

⑵ 本件業務完了時　金〇円

3　乙は、前項②の金額を、本件業務完了後翌月〇日までに甲に請求し、甲は同月末日までに乙指定の銀行口座に振込んでこれを支払う。振込手数料は甲が負担する。

4　本件業務の履行に際して、通常発生する費用については乙がこれを負担する。ただし、甲の事情により費用が発生した場合はこの限りではない。

1　甲及び乙は、本件業務に関して知り得た、相手方の技術上及び営業上の一切の情報について、相手方の事前の書面による承認がない限り、第三者に開示・漏洩してはならない。

2　本条の規定は、本契約終了後もなお効力を生ずる。

1　本件業務の成果物及びその制作過程で生じた未編集素材当の著作権は、著作者人格権を除き、全て甲に帰属する。

2　甲は、正当な事由がある場合には、必要とされる範囲内において成果物の改変を行うことができる。

3　乙は、自己のサイトまたはSNSにおいて、実績紹介のために、甲の承諾を得て成果物の全部又は一部を公開することができる。

1　甲は、乙に提供した資料及び情報が正確であり、かつ、第三者の著作権、肖像権、パブリシティ権その他一切の権利(以下「第三者著作権等」という。)を侵害しないものであることを保証する。

2　乙は、本件業務の成果物の内容が、第三者著作権等を侵害しないことを保証する。

乙は、甲の本件業務の全部または一部を、第三者に再委託してはならない。

甲及び乙は、相手方が次の各号のいずれかに該当すると合理的に認められる場合には、何らの通知をすることなく、直ちに本契約を解除することができる。

⑴ 相手方が本契約の履行に関し、不正の行為をしたとき

⑵ 相手方が本契約の規定の一に違反したとき

⑶ 前項の規定は、損害賠償の請求を妨げない。

本契約に定めなき事項または本契約の解釈に疑義が生じた事項については、甲乙間において真摯に協議するものとする。

本契約に関する裁判上については、○○地方裁判所を第一審の管轄裁判所とする。

以上、本契約締結の証として、本書二通又は本書の電磁的記録を作成し、甲乙記名押印若しくは署名又は電子署名のうえ、各自保管する。

令和●●年●月●日

甲 株式会社●●

（住所）

（代表者名）

乙 株式会社●●

（住所）

（代表者名）